

ご利用者様に対する療養通所介護の提供にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業所がご利用者様に説明すべき重要事項は以下の通りです。

1. 事業目的と運営方針

(1) 事業の目的

難病等を有する中重度要介護者、またはがん末期の方で、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを、対象者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(2) 運営の方針

事業所は、ご利用者様の意思及び人格を尊重して、常に利用者・家族の立場に立ったサービスの提供に努め、ご利用者様の体調変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者主治医及び当該ご利用者様が利用する訪問看護事業所等との密接な連携を図り在宅療養が継続できるように支援します。

2. 事業所の法人概要

名 称	医療法人周行会
所 在 地	滋賀県野洲市八夫 2077 番地
電 話 番 号	0 7 7 - 5 8 9 - 8 3 1 0

3. 利用事業所の概要

名 称	医療法人周行会 デイケアセンターなかさと
所 在 地	滋賀県野洲八夫 2077 番地
管 理 者	堤 徳美
電 話 番 号	0 7 7 - 5 8 9 - 8 3 1 0
事業所の指定番号	2 5 7 1 3 0 0 3 6 3
サービス提供区域	野洲市 ※その他の地域に関してはご相談に応じます。

4. 事業所の職員体制

(1) 管理者	1 名
(2) 看護師	2 名以上
(3) 介護員	1 名以上

5. 営業日及び営業時間

(1) 営業日	月曜日～金曜日 (但し国民の祝日、8/14～8/16、12月29日～1月3日の期間を除く) ※曜日を変更する場合があります
(2) 営業時間	午前10時00分～午後15時00分

6. 利用定員

1日 5人以内

7. サービス提供時間

提供時間の制限はない

8. サービスの概要

本事業は、療養通所介護等を利用する日に、看護職員等が迎えに同乗し、状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認します。

(1) 送迎

安全を確保するため、身体状況に応じた送迎を行います。また、看護職員が利用者の居宅においてサービス提供前後の状態を観察します。

(2) 状態の観察

血圧・体温・脈拍等を測定し症状の観察を行い、異常の発見に努めます。また必要時には主治医や訪問看護事業所と連携をとります。

(3) 身体の清潔保持

清拭・洗髪・入浴・部分浴等状態に応じた援助を行います。

(4) 食事の介助

障害の状況に応じた方法で、食事の介助を行います。

(5) 排泄の介助

排便や排尿の管理やおむつ交換を行います。

(6) 褥創予防・処置

主治医や訪問看護と連携し、処置を行います。

(7) リハビリテーション（嚥下・呼吸・関節可動域等）

訪問看護と連携し、リハビリテーションを実施し、継続した看護を行います。

(8) 主治医や訪問看護ステーションとの綿密な連携のもとに特殊機器管理（人工呼吸器、留置カテーテル、経管栄養、気管カニューレ、在宅酸素、自己注射、自己導尿、高カロリー輸液等の管理等）を行います。

(9) その他、医師の指示による医療処置

主治医や訪問看護と連携し、指示に沿って処置を行います。

(10) 散歩などによる外気浴や精神活動意欲の支援を行います。

(11) 介護相談

介護に関する相談、指導を行います。

9. サービスの提供の記録

(1) 事業の管理者を含む看護師は、ご利用者様ごとに、ご利用者様の心身の状況、置かれている環境や希望並びに家族などの介護状況を踏まえ、療養通所介護計画を作成します。また、既に居宅サービス計画や訪問看護計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ療養通所介護計画を作成します。

(2) 事業所は適宜、療養通所介護計画の見直しを行います。また、そのサービス内容がご利用者様の意向の反映の機会を保障するため、ご本人様ならびにご家族様に対し、その内容等を説明した上で、ご利用者様ならびにご家族様の同意を得て、療養通所介護計画を交付します。

(3) 事業者は、事業提供の際に作成した記録を完了後2年間適正に保管します。

10. 利用料およびその他の費用について

- (1) ご利用者様からいただく利用者負担金は、療養通所介護サービス料金表(別表)の通りです。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料金に基づく金額です（または、介護保険の法定利用料の範囲内で当事業者が設定した金額です）。
- (3) 療養通所介護サービス料金表(別表)に記載の項目の他に、療養通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに要する費用で、ご利用者様が負担することが適当と認められる費用は、実費となります。そのため、ご利用者様またはそのご家族様に対し、サービスの内容および費用について文書で説明を行います。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用の一部が制度上の支給額を越える場合を含む）には、全額自己負担となります（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービスを計画作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）。
- (4) 利用者負担金のお支払いは原則、指定金融機関からの口座振替または金融機関からの振込みとさせていただきますが、止むを得ない事情により現金払いを希望される場合は、別途ご相談下さい。
- (5) 事前の通知なくサービスの中止に至る場合は、キャンセル料として 3,000 円を料金の支払いに合算して請求します。

ご利用者様が療養通所介護の利用を休止される場合は、必ず前日の午後5時までに下記へご連絡ください。

(連絡先) 077-589-8310

11. 緊急時の対応

- (1) ご利用者様に病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者や主治医へ連絡し、その指示に従って対応します。
- (2) 事業所は、下記の医療機関に協力をいただく等、ご利用者様の急変時には、速やかに対応をお願いします。

協力医療機関	名 称	湖南病院
	所 在 地	滋賀県野洲市八夫 2077 番地

12. 事故発生時の対応

事故が生じた際には、速やかに原因を究明し、再発を防ぐとともに県ならびに市町村へ報告を行います。

13. 感染症・非常災害対策

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しています。

当該業務継続計画に従い、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しています。

14. 人権擁護・虐待防止

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しています。

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように努めます。

16. 苦情处理

- (1) サービス内容に関する苦情、ご相談を以下の窓口にて承ります。

電話 077-589-8310

FAX 077-589-8311

担 当 管理者 堤 徳美

- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情またはご相談があった場合、ご利用者様の状況を把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- ② 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者様へ対応方法を含めた結果をご報告します。
- ③ ご相談、苦情処理簿を備え、案件に対する具体的処理の状況を記録、整備、保管します。
- ④ 当事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口など関係機関との協力により、適切な対応方法を検討し、誠実に対処します。

17. その他

サービス提供の際トラブルを避けるために、次の事柄にご留意ください。

- (1) 従業者は、年金の管理、金銭の貸借、病院の支払いなどの金銭の取扱はいたしません。
- (2) 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます

療養通所看護の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

所在地 滋賀県野洲市八夫2077番地

名 称 医療法人周行会 デイケアセンターなかさと

説明者 氏 名

私は、本書面により、事業所から療養通所介護についての重要事項の説明を受けました。

年 月 日

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈代理人〉〔続柄： 〕

住 所

氏 名